

給付奨学生は年に**2**回、スカラネット・パーソナルを通して在籍報告を提出することになっています。期間内の提出が確認できない場合、奨学金の振込が止まります。

## [対象者]

**4月** : 昨年度に引き続き本学で給付奨学金(新制度)を受給している学生

※予約採用候補者及び2024年4月に給付奨学金へ申請予定の学生は対象外です。

※編入学生のうち、前の大学で継続願を提出された学生は対象となります。

**10月** : 令和6年9月までに採用された給付奨学生

※休学中・支援区分対象外等で奨学金が「休・停止中」となっている学生を含む

## [報告期間]

「給付奨学生「在籍報告(○月期)」の提出について」という資料を確認してください。

## [提出書類]

①「自宅→自宅外」に通学形態を変更した学生

・通学形態変更届(自宅外通学)[給付様式35]

…学校から配付します。支援室から申請様式を受け取ってください。

・自宅外通学であることを証明する書類(賃貸借契約書等)

②「E—あなたの国籍情報」で「はい」を選択した学生

・給付奨学金「在留資格証明書類」提出書[給付様式34]…学校から配付します

・在留資格に関する証明書類

③「H—生計維持者情報」で人物の追加・変更等がある学生

マイナンバー提出書…在籍報告提出後に機構から送付されます